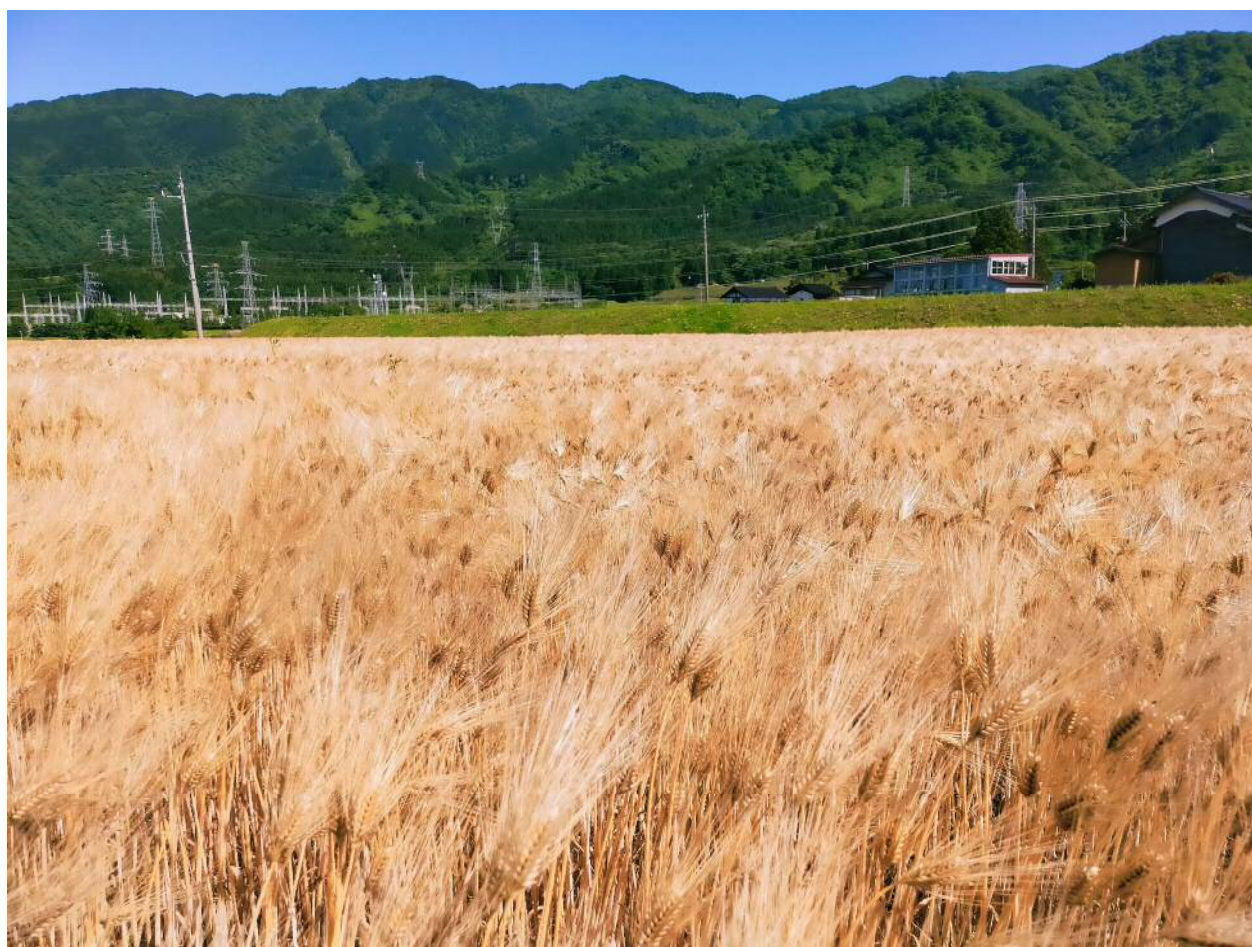


J A なんと の 現況

(令和4年度なんと農業協同組合ディスクロージャー誌)



な ん と 農 業 協 同 組 合

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営方針	2
2. 経営管理体制	3
3. 事業の概況（令和4年度）	3
4. 農業振興活動と地域貢献情報	7
5. リスク管理の状況	12
6. 自己資本の状況	24
7. 主な事業の内容	25

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	38
2. 損益計算書	39
3. 注記表	40
4. 剰余金処分計算書	50
5. 財務諸表等の正確性にかかる確認書	51
6. 会計監査人の監査	52

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	53
2. 利益総括表	53
3. 資金運用収支の内訳	54
4. 受取・支払利息の増減額	54

III 事業の概況

1. 信用事業

（1）貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	55
② 定期貯金残高	55

（2）貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	55
② 貸出金の金利条件別内訳残高	55
③ 貸出金の担保別内訳残高	56
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	56
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	56
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	56
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	57
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	58

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	58
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59
⑪ 貸出金償却の額	59
(3) 内国為替取扱実績	59
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	59
② 商品有価証券種類別平均残高	59
③ 有価証券残存期間別残高	59
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	60
② 金銭の信託の時価情報等	60
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	60
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	61
(2) 医療系共済の共済金額保有高	61
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	61
(4) 年金共済の年金保有高	62
(5) 短期共済新契約高	62
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	63
(2) 受託販売品取扱実績	63
4. 指導事業	63
IV 経営諸指標	
1. 利益率	64
2. 貯貸率・貯証率	64
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	65
2. 自己資本の充実度に関する事項	67
3. 信用リスクに関する事項	69
4. 信用リスク削減手法に関する事項	72
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	73
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	73
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	74
9. 金利リスクに関する事項	75

【 J A の概要】

1. 機構図	78
2. 役員一覧	79
3. 会計監査人の名称	79
4. 組合員数	79
5. 組合員組織の状況	79
6. 特定信用事業代理業者の状況	79
7. 地区一覧	79
8. 店舗等のご案内	79
法定開示項目掲載ページ一覧	80

(注)本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

本書内表示単位金額未満を四捨五入して表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

(表紙写真： 城端 林道地区の景色)

ごあいさつ

組合員をはじめ、なんと農協をご利用頂いております皆様におかれましては、平素から格別のご利用とご協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

令和4年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着きを見せる中、国内総生産の実質成長率は1.4%と前期に比べ鈍化しつつも、経済活動の正常化を背景に内需を中心とした持ち直し傾向にあります。今後の景気動向については、同様に内需を中心とした成長を維持するとみられており、インバウンド消費の増加などを背景に緩やかな回復基調が見込まれています。

一方、世界経済においては世界的な物価高や金融引き締めなどを背景に緩やかな減速を見せています。ウクライナ情勢や米中対立といった地政学リスクへの警戒感を要因として、エネルギー需給の逼迫や経済安全保障の強化といった世界経済への影響が懸念されています。

さて、当JAの令和4年度におきましては、当期剰余金 10,000万円余りを計上し、年度末での単体自己資本比率は14.77%となりました。今後とも、自己資本比率向上に向けて最大限の努力をしていく所存です。ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、令和4年度は店舗統合による城端支店の開設をはじめとし、金融渉外課や生活営業課の新設など、専門知識をより充実させた職務体制の整備に向けて機構改革に取り組みました。これからも引き続き組合員やご利用者皆さまに信頼される店舗運営に努めてまいります。

令和5年度は第8次中期経営計画の中間年度にあたります。本年度も『持続可能な農業・地域共生の未来づくり』をテーマに、3つの柱「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とし、その実現に向け『不断の自己改革による更なる進化』に引き続き取組んでまいります。組合員の皆様とともに地域農業・地域社会の未来を支え、持続可能な基盤の確立・強化を目指します。今後も皆様と、ふれあい訪問などを通じてJAの事業や運営、さまざまな活動についての対話を深め、皆様のニーズにお応えできるよう邁進してまいります。

このディスクロージャー誌は、当JAの事業運営についてご理解をいただくために作成しました。是非、ご覧をいただければ幸いに存じます。

今後とも、ご支援・ご鞭撻いただくことをお願い申し上げましてご挨拶といたします。

な ん と 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 上田 憲仁

1. 経営方針

持続可能な農業・地域共生の未来づくり

～不断の自己改革による更なる進化～

令和5年度は、引き続き「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として持続可能な農業の実現や豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現、協同組合としての役割発揮する姿を目指します。そして、消費者に選ばれる農産物の生産拡大に、営農組織・生産農家と一体となって邁進するとともに、新商品の開発など農産物の付加価値向上に努めます。

ロシアのウクライナ侵攻と円安基調の影響により、資源や食料をはじめとする輸入に起因する原料、商品の物価高に見舞われています。昨年10月頃から多くの食料品を始めとする商品が値上がりし、本年に入り、生活・建設・農業関連商品等の再値上げやエネルギー関連の必需品の値上げなど、とどまるところを知らない状況となっています。特に食料は、将来にわたって十分な量が輸入できるとは限りません。国の食料安全保障の確立という観点から、もっとスピードアップした施策を講ずることが望まれます。この国・地域の持続のためには、農業・農村を維持し食料を確保していく必要があります。

J Aは農業・農村の維持も含め地域の活性化の一翼を担っています。当J Aは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として総合力を発揮し、あるべき姿を目指して取り組みます。

今年は中期3ヶ年計画の中間年にあたり、昨年度と同様「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」をテーマに3つの柱を基本目標とし、実現に向け「不断の自己改革による更なる進化」に取り組みます。さらなる持続的な農業や地域の活性化に向けて、組合員の声をもとに事業・活動を展開します。そして、J Aがこれまで担ってきたサービスや生活インフラ機能を持続・充実し、様々な課題に対応するため、地域の多様な組織と連携しながら活動を行います。

基 本 目 標

1. 農業者の所得増大
2. 農業生産の拡大
3. 地域の活性化

重 点 実 施 事 項

1. 持続可能な食料・農業基盤の確立
2. 持続可能な組織・事業基盤の確立と地域の活性化
3. 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化
4. 「食」「農」「地域」「J A」にかかる理解醸成に向けた取り組みの強化

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行います。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行います。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、生産組織や女性の中から理事の登用を行います。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況(令和4年度)

(1) 全体的な概況

令和4年度の水稲においては、田植え後の好天に恵まれ初期生育は大変順調に推移しましたが、出穂期や登熟期の日照不足による影響を受け、乳白粒や不稔粒が多く発生しました。また、台風11号による影響もあり、品質・収量とも前年を下回る結果となりました。作況指数における収量については平年並み、上位等級比率においては、**97.8%**となり昨年を**1.2%**下回る結果となりました。今後とも、消費者の高い信頼を得るためには、高品質が基本であり、より**100%**に近い品質をめざします。

令和4年度の酒造好適米においては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響による需要の落ち込みに終止符を打ち、日本酒の消費量に持ち直しの傾向がみられました。この結果、令和5年度においても、酒造好適米の作付面積を、増加することとしました。これまで安定生産・安定調達のため複数年契約や、新規開拓などに取り組んできたことが、信頼関係を育み、前年より多い注文数量の確保・増加に繋がる結果となりました。本年も、安定生産を継続するため「酒米サミット」を通じ、全国の酒造関係者の皆さんに更なる信頼を得て、高い評価をいただけるよう、より一層の努力をまいります。

一方、特産化を目指しておりますニンニクのほかに青ネギについても新たに取り組みを始めております。今後とも、更なる生産面積の拡大、新商品の開発、販路の拡大に取り組んでまいります。

令和4年度における各事業においては、日銀の金融緩和政策が、なお継続されたままのため、信用事業を中心に影響が及び、前年に引き続き厳しい結果となりました。

今後とも、組合員皆様方のご協力、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

◇ 指導事業

なんと管内における4年産米の状況は田植後より気温が高く推移し、生育は順調でバランスの良い稲体が確保出来ました。品質的には全体的に粒ぞろいが良かったが乳白粒が散見されました。上位等級比率は**97.8%**と高く実需者からの高評価を頂いています。

令和5年産の農産物についても、各方面に対策を講じて品質向上と安定生産に向けた技術指導に取組み、生産目標数量を守ること、需要と供給のバランスを図りながら「高品質で求められる農産物の生産」「農業経営力の向上と生産基盤づくり」「農産物販売強化と食育・地産地消」「農村環境の維持整備」について生産者を支援することで、実需者

が求める優良産地の確立をめざします。

◇ 信用事業

貯金については、個人貯金の獲得を目指し各年齢層のニーズに応えられるよう商品の提案を行い特色のある商品企画に取り組みました。また、気軽に相談の出来る地域金融機関であることに心掛けました。貯金全体期末残高は地方公共団体等の取引減少により605億897万円（前年対比97.8%）の実績となりました。貸出金については、住宅ローン借換推進やJ Aマイカーローン等のキャンペーンに取り組みましたが、貸出金期末残高は41億7,684万円（前年対比95.0%）となりました。

◇ 共済事業

普及活動においては、常に組合員・利用者に寄り添い、「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供を通じて、ご加入の皆様「安心」と「満足」を提供するため、専任LA（ライフアドバイザー）による定期訪問活動を徹底しました。新契約推進総合実績は、281万ポイント95.3%達成（前年対比96.0%）となりました。

長期共済は、新医療共済の紹介をきっかけとした訪問、推進活動により、生存保障（医療・がん・介護など）は保有件数4,986件（前年対比107.5%）の増加につながりました。終身共済の払込終了による保有高減少（前年比93.9%）、建更の満期到来による保有件数・保有高減少等により、長期共済保有高は1,214億6,494万円（前年対比96.3%）となりました。

自動車共済では、継続時の内容確認による契約者フォロー活動を強化し契約件数は増加（前年比102.5%）となりました。短期全体の掛金としては、2億3,336万円（前年対比99.8%）となりました。

◇ 購買事業

<生産資材>

肥料、農薬においては、継続して「農業者の所得増大」を目標に低コスト化を目指しました。価格高騰により、供給高は3億491万円（前年対比102.7%）の取扱高となりました。

また、生産資材の供給高は畦畔被覆資材の活用による省力化を提案し、5,514万円（前年対比102.0%）と供給増になりました。畜産資材および飼料等の供給高は、2,138万円（前年対比120.4%）となりました。

<農機具>

農業機械は、営農組織や中核農家との連携に努めました。また、農薬散布ドローン、GPS自動運転トラクター、自走式草刈機等の導入による省力化、低コスト化を提案しました。

供給高は2億6,637万円（前年対比108.5%）と増加しました。また、担い手や営農組織への農作業事故の注意喚起をしました。

＜生活物資＞

米については、全国への頒布会を中心にホームページやインターネットを活用し「なんと美味しい米」PRに努めましたが業務用大口顧客需要の伸び悩みにより、取扱高は4,346万円（前年対比94.8%）となりました。

＜油類＞

供給量の増加（前年対比100.6%）や燃料価格の高値傾向により、油類の供給高は5億3,677万円（前年対比107.4%）となりました。

＜自動車＞

自動車販売は、前年の登録自動車台数の減少、近年の受注生産傾向の影響がありました。が、本年度は回復の兆しが見られ、供給高は3億1,487万円（前年対比118.3%）となりました。

購買事業の総供給高は、17億8,062万円（前年対比105.7%）となりました。

◇ 販売事業

「農業者の所得増大」を目標に米の直接販売（以下直売という）に努め、米総出荷量の60.3%を直売が占めました。なかでも組合員とともに力を入れる酒米は81.6%と高い直売出荷率となりました。

令和3年産米のJAなんと単独加算は、経済の低迷や米余りによる相場低下により1俵当たりコシヒカリについては100円、五百万石・雄山錦も100円の追加払いとなりました。

酒造好適米は当JAの主力作物として位置付けており、3年産の酒造会社から注文が少ないため、皆様には3年産の酒米減産をして頂きましたが4年産に至っては反動を見越して作付けの増加をお願いいたしました。生産者皆様の御協力もあり酒米作付面積は351.6ha（前年比116.1%）となり集荷の方も24,838.0俵（前年比112.9%）となりました。コシヒカリをはじめとするうるち米の集荷実績は37,391.5俵（前年比97.0%）となり、もち米の1,428.0俵（前年比96.0%）を足して総集荷数量は63,657.5俵（前年対比97.8%）でした。全国の米余り基調のなか、概算金の上昇もあり米の販売高は8億7,013万円（前年比107.1%）となり、販売事業取扱高は、農産物と畜産物合わせて、10億9,519万円（前年対比101.7%）となりました。

◇ 加工・利用事業

＜広域・西部カントリーエレベーター、平共乾＞

広域・西部カントリーエレベーター及び平共乾を合わせた生粳、半乾の米穀の総荷受重量は、生産者のしっかりした圃場管理と栽培管理により平年並みの6,005トン（前年対比96.4%）となりました。西部カントリーエレベーターにつきましては、大麦が荷受重量1,352トン（前年比121.9%）と豊作により多くの利用となりました。大豆のほうは荷受重量123トン（前年比75.0%）に留まりました。

カントリー利用料は、1億2,425万円（前年比98.2%）となりました。

◇ 旅行事業

旅行センターでは、昨年の移動制限や自粛等による落ち込みから若干回復し、年間取扱高は増加しました。

◇ 高齢者福祉介護事業

「JA やすんごと会」は城端支店を会場に5回開催し、延べ参加人数は67名となりました。今年は開催自粛により、開催日数を減らして実施しました。

フラワーアレンジメント、リンゴの体操、貯筋体操などで会員の皆さんに楽しんでいただきました。

「高齢者の集い」は8回開催し、お手玉の棒倒しゲームやサイコロゲームで楽しんでいただきました。感染対策を充分に実施し、元気な高齢者の方に憩いの場を提供いたしました。



J A やすんごと会

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当 J A は、南砺市の旧城端地区・井口地区・平地区・上平地区の一带を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 J A の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉とし、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当 J A は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

急速な組合員の高齢化や担い手の減少、後継者不足等の農業情勢の中で、農業経営が安定的に持続されるよう取り組んでいます。

そのために、地域に根ざした認定農業者、集落営農組織、新規就農者を育成支援します。また、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を目標に、地域農業に適した農業資材の選定・提案、市況調査に基づく柔軟な価格設定に努めるとともに、利用歩戻しの一部価格の算入、予約購買の充実、肥料・農薬の大型規格の取扱拡大による低コストと省力化を追求しています。

「続けられる農業」をサポートするため直播栽培の拡大、畦畔管理資材の提案、ヘリ・ドローン防除の対象作物の拡大等の省力化にも取り組んでいます。

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

当 J A では、バイオマス利活用の良質堆肥生産に取り組み、土壌検査と有機完熟堆肥の施用促進により「まずは土から」安全・安心な農産物づくりを指導しており、信頼を構築するため、生産工程管理（G A P）にも取り組んでいます。

環境にやさしい農業を目指し、減農薬・減化学肥料への取り組みや生化学分解質資材の供給、種籾の温湯消毒処理の利用推進をはかり、皆様へ安全で良質な農産物を供給できるよう努めています。

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

当地域における担い手への農地集積を目指し、集落を横断した営農実践組合の設立を検討するとともに、認定農業者や集落営農組織の育成強化に取り組んでいます。

地産地消の取り組みは、作物生産組織「ふるさと産品の会」活動によりAコープなどとセフレ店およびヨッテカーレ城端での産直等を促進しています。また、米の販売の増加を図るため「パックごはん」を販売しております。富山県産大麦による「麦とろ麺」や焼酎「ファイバースノウ」の販売促進も図っています。

農業・農村体験交流センター「愛菜ふれあい館」を拠点として、親子農業体験・食品加工体験活動など、農業交流や食育にも力を入れています。

例年11月には皆さまへの感謝として農業祭を開催し、秋冬野菜の直売や青壮年部・女性部・地域団体の活動発表、ミニ動物園や各種展示即売会を行っています。

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、60,509百万円（うち定期積金の残高は1,068百万円）となっています。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組合員等	52,871 百万円
その他	7,638 百万円
合計	60,509 百万円

◇ 地域への資金供給の状況

（１）貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、4,177 百万円となっています。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応しています。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組合員等	2,368 百万円
地方公共団体	1,327 百万円
その他	482 百万円
合計	4,177 百万円

（２）制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

（１）文化的・社会的貢献に関する事項

南砺市内の学校給食への食材を供給しています。それぞれの季節に合わせた野菜を地元の農家が栽培し、収穫野菜を南砺市内の学校へ運搬しています。毎月 10 日を「なんとの日」として南砺市内の学校が共通献立を立て、地元の野菜や加工品をふんだんに使った給食の日として決められています。児童からは毎年感謝のしるしとして作文を書いています。

生産者は生産栽培履歴の記帳徹底により安心安全な野菜づくりに努めています。

高齢者福祉については、福祉課で毎月第 3 木曜日に「やすんごと会」を城端支店で開催しています。高齢になっても家に閉じこもることなく、楽しく一日を過ごすために、軽スポーツ・ゲームや講演等多彩なメニューで大いに笑うことで若返り、互いの健康を喜ぶ「生きがいつくり」のお手伝いをしています。高齢者福祉活動組織「JA なんと助けあいの会（ふれあいハーモニー）」の協力を得て「ふれあい・助けあい」のある地域づくりを目指しています。

若い世代への取り組みとしては農協青壮年部が主体となって、旧校下毎に「農業体験教室」を開催しています。大鋸屋支部・北野支部・井口支部では 5～6 月にさつまいも苗等を定植し、9～10 月に地元の子供達と野菜の収穫体験を行いました。それぞれの地域の子どもたちとその家族が農業を体験して、農業への理解と楽しさを感じてもらい JA へのつながりを深めています。

（２）利用者ネットワーク化への取り組み

なんと農協を年金受給口座として指定されている年金受給者組織「年金友の会」JA 長期共済の高額契約者組織「共済友の会」を旧支店ごとに組織し、その支部ごとに会員の親交を図るため毎年温泉等で総会を開催しています。

また、主催行事としてペタンク大会、カラーリング大会を例年開催し、参加者の皆様には、開催を楽しみにして頂いております。令和 4 年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止によりカラーリング大会は中止といたしました。

（３）情報提供活動

毎月下旬発行の JA 機関紙「こうほうなんと」や「ホームページ」の更新により、管内の農業・農政の情報、協同活動の紹介や地域活動など地元の情報満載で発信しています。また、より多くの意見が紙面に反映されるよう努めています。

◇ 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

J A なんととは各種プロパー農業資金に対応するとともに、農業近代化資金や利子補給型ローンの取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。令和 5 年 2 月末時点の J A なんととの農業関係資金残高は 234 百万円（前年比 103.5%）となりました。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、担当部署を明確化し経営支援を行える体制整備をしています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

融資部門と営農生活部門との連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして取り組みを行っています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

J A なんとでは、新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

平成 22 年度から、J A バンクアグリサポート事業の一環として、「新規就農応援事業」を創設し、新規就農希望者（研修生）の育成を行う農家等に対して費用助成をしています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

J A なんとでは、農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

農業者に対する農業近代化資金やその他農業資金の融資のうち一定の要件を満たすもの、及び農業経営改善促進資金（新スーパー S 資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設された J A バンクアグリ・エコサポート基金が最大 1 % の利子助成を行い、農業の担い手をサポートしています。

(6) 農山村地域の情報集積を活用した持続可能な農山村等地域育成への貢献

J A なんととは地域の小学生の農業に対する理解を深めるため、J A バンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。教材「農業とわたしたちの暮らし」は令和 4 年度には管内の 3 小学校 5 年生へ合わせて 88 セットを配布しており学校の授業等に活用されています。

また、J A なんとでは、地域貢献活動や食農教育などの実践活動に取り組んでおり、令和 4 年度は下記活動に助成し、地域の子供達への食農教育を実践しています。

【地域貢献活動内容】 令和4年度に助成して取り組まれた食農活動内容

活動団体名	活動名	活動内容
農協青壮年部大鋸屋支部	野菜の栽培収穫体験	さつまいもの定植・栽培・収穫体験
農協青壮年部北野支部	野菜の栽培体験	さつまいもの定植・収穫体験
農協青壮年部井口支部	野菜の栽培体験	さつまいもの定植・収穫体験



さつまいも収穫体験

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資運用課及び審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当ＪＡでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 計算書類（財務諸表）の適正性、計算書類（財務諸表）作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は令和5年2月28日時点のものです。

◇ 法令等遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融 A D R 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、J A バンク相談所や全共連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A の苦情等受付窓口

【貯金・ご融資に関すること】金融共済部融資運用課

電話：0763-62-4124 【月～金（祝祭日除く） 8 時 30 分～17 時】

【共済に関すること】金融共済部共済普及課

電話：0763-62-4148 【月～金（祝祭日除く） 8 時 30 分～17 時】

②紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所、
電話：03-6837-1359）

※ 平成 31 年 4 月 1 日以降、富山県 J A バンク相談所は、（一社）J A バンク相談所へ運営を移管しております。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。
くか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

なんと農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

なんと農業協同組合（以下「当ＪＡ」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当ＪＡは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

なんと農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
 - （１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - （３）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護への対応方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

なんと農業協同組合（以下「当組合」といいます）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当 J A では、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当 J A の業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当 J A は、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口【J A なんと全般】

コンプライアンス課

電話番号：0763-62-4120

受付時間：月～金曜日（祝祭日を除く）、8 時 30 分～17 時

◇ 内部監査体制等

当 J A では、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店・事業所等のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位：人)

監査期間(日数)	監査内容等	監査従事人数(延べ)		
		監 事	担 当 者	計
R4.3.28～31(4 日間)	R3 年度 決算監事監査	14	12	26
R4.4.27	R3 年度 資産査定		1	1
R4.4.27	R3 年度下期内部監査フォローアップ		1	1
R4.6.1～7.12(16 日間)	R4 年度 上期内部監査		31	31
R4.6.10	第1四半期自主検査チェックリスト		2	2
R4.8.23～24(2 日間)	R4 年度上期 組織受託会計監査		2	2
R4.8.25	R4 年度上期内部監査フォローアップ		1	1
R4.9.1	R4 年度 仮決算棚卸実査	7	5	12
R4.9.12	第2四半期自主検査チェックリスト		2	2
R4.9.6～8(2 日間)	R4 年度上期内部監査フォローアップ		2	2
R4.9.27～9.30(3 日間)	R4 年度 仮決算監事監査	14	13	27
R4.10.4～5(2 日間)	貸出業務内部監査		6	6
R4.10.27～R5.1.10(14 日間)	R4 年度 下期内部監査		39	39
R4.12.2	無通告現金現物実査		2	2
R4.12.13	第3四半期自主検査チェックリスト		2	2
R4.1.10	R3 年産米穀共同計算の内部監査		2	2
R5.2.7～8(2 日間)	貸出業務内部監査		6	6
R5.2.13	生産履歴記帳運動内部監査		1	1
R5.2.13～14(2 日間)	R4 年下期 組織受託会計監査		4	4
R5.2.28	R4 年度 決算棚卸実査	7	5	12
監査延べ人数		42	139	181

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組みました結果、令和 5 年 2 月末における自己資本比率は、14.77%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	なんと農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	3,599 百万円（前年度 3,521 百万円）

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

当J Aは、地域の金融機関として、利便性の高いJ Aバンクをめざし、相談機能を充実し、農業担い手支援、年金受給層に対するサービスの強化の取り組み等、多様なニーズに応えられるよう努めています。

■ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金等のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌30ページをご覧ください。

■ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展に貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌34ページをご覧ください。

■ 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

■ その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のＪＡでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌 31 ページから 33 ページをご覧ください。

〔共済事業〕

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

ＪＡ共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌 35 ページから 36 ページをご覧ください。

〔経済事業〕

当ＪＡでは、経済事業として、購買事業・販売事業・保管事業・特産物振興事業・生産施設利用事業・指導事業を行っています。

■ 購買事業

□生産購買事業

営農指導事業・販売事業との一体的な取り組みの中で、食の安全・安心に応えられるよう、完熟堆肥をはじめ有機肥料・その他農薬類・生産資材類の適正な供給に努めています。

農機具類の点検・修理・販売も随時行っています。

□生活購買事業

宅配方式の「ふれあいサービス」事業と、生活総合相談員の外務活動による組織購買を中心に、生活購買部門、石油燃料部門、自動車部門と、暮らしに密着した身近で多様なニーズに応えられる品揃えに努め、地域に根ざした生活資材の供給を行っています。

■ 販売事業

生協・卸業者・実需者から求められ、産地指定を受けることのできる均一で高品質な『なんとうまい米』の生産販売を行っています。

旬の地元野菜や特産物加工品などは「Ａコープセフレ生産者広場」「ヨッテカーレ城端」等の直売場で販売しています。

■ 指導事業

□ 営農指導事業

高品質・良食味な「なんとうまい米」の生産を基本にすえ、消費者ニーズに応える生産指導を行っています。また、土作り運動や減農薬・減化学肥料の取り組み、種粃の温湯消毒など、環境に優しい農業推進に努めています。

また、酒造会社との交流会などを通じて、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを構築しています。

□ 生活文化事業

「食と農」を中心に、健康・福祉・資源・環境・生きがいなど、地域生活のさまざまなニーズに応えるため、生活総合相談員による相談活動、日帰り人間ドックや各種検診の案内や取次ぎ、女性部協同活動学習などの取り組みを通じて健康で心豊かな生活提案を行っています。

□ 教育広報活動

農業の持つ役割や魅力、地域の方々の活動、読者皆様のふれあいなど、さまざまにご愛読いただける広報誌「こうほうなんと」を毎月発行しています。

学童農園や農業教室など、食育活動にも力を入れています。

■ 特産物振興事業

農業・農村体験交流センター『愛菜ふれあい館』を拠点として子供や消費者の農作業体験や特産品加工体験を通じて食と農への関心を高める取り組みを行っています。地域農産物の学校給食への食材の供給や農業特産品の通信販売も行っています。

■ 保管事業

良質米の品位を保持する低温倉庫の効率的運用と適正保管管理に努め、カントリー利用施設の保管機能をフル活用し、合理的な荷受体制のもと保管事業の確立を図っています。

■ 生産利用事業

西部カントリー・広域カントリーへの全量粃集荷による高品質・均一な仕上げにより、『なんとうまい米』の供給基地としての管理・運営に努めています。土づくりセンターにおいては、バイオマス利活用による良質完熟堆肥の安定生産体制を図り、環境にやさしい有機質土壌の育成に努めています。

〔その他の事業〕

■ 高齢者福祉・介護保険事業

J Aの相互扶助の精神に基づき、指定介護事業所における訪問介護・介護予防訪問介護等のホームヘルプサービスをはじめ、高齢者の健康と生きがいづくりを目的とし、「J Aふれあいハーモニー」「J Aなんと助け合いの会」活動を通じ、『ふれあい・助けあい』のある地域づくりに努めています。

■ 旅行事業

組合員を始め地域の皆様方の旅行窓口として、自然の風光・四季折々に遊ぶ旅情企画など情報提供ならびに各種旅行を取り扱っています。



特産物振興事業

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇ 「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2021年3月末における残高は1,652億円となっています

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等、一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2021年3月末現在で4,522億円となっています。

【貯金商品のご案内】

◇お客様の多様なニーズにお応えするため、多数の商品を取り揃えております。

種 類		し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額
普通貯金 (総合口座)		いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 定期貯金などを担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	お出し入れ 自由	1 円以上
普通貯金 (こども)		個人名義は課税扱い、代表者名義は非課税となります。	小・中・高校生 等	1 円以上
決済用貯金 (普通貯金)		利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。	お出し入れ 自由	1 円以上
貯蓄貯金		お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されています。普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	お出し入れ 自由	1 円以上
当座貯金		お支払いに安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	お出し入れ 自由	1 円以上
納税準備貯金		租税等を納税する資金をお預けいただく貯金です。	預け入れ随時 納税のみ出金	1 円以上
J A 教育資金 贈与専用口座		教育資金贈与契約に基づく非課税措置をご利用いただくための口座です。	預け入れ随時 教育資金出金	1 円以上 1,500 万円 以下
通知貯金		2 日前の解約告知によりいつでもご解約ができます。	7 日間以上	5 万円以上
スーパー定期		お預入れは 1 円からという手軽な定期貯金で 3 年、4 年、5 年、7 年、10 年ものは有利な半年複利も選択できます。	1 か月以上 10 年以内	1 円以上
大口定期		1,000 万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1 か月以上 10 年以内	1,000 万円 以上
期日指定 定期貯金		お利息が 1 年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから 1 年たてば 1 か月前のご通知でいつでも満期日を指定できます。元金(1 万円以上)の一部引き出しもできます。	最長 3 年	1 円以上 300 万円未満
変動金利型 定期貯金		市場金利に応じて 6 ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	最長 3 年	1 円以上
据置定期貯金		据置期間 6 か月経過後、任意の日に全額または一部(元金 1 万円以上)の払戻ができます。	最長 5 年	1 円以上 1,000 万円 未満
積立式 定期貯金	エンドレス型	普通貯金からの自動振替によるお預入ができます。無期限で積立可能です。	定めなし	1 円以上
	満期型	普通貯金からの自動振替によるお預入ができます。	6 か月以上 10 年以下	1 円以上
	年金型	3 か月ごとに年金としてお受け取りができます。	1 年以上 10 年以内	1 円以上
	一括預入年金型	3 か月ごとに年金としてお受け取りができます。	2 ヶ月以上 10 年以内	1 円以上
財形 貯金	一般財形 貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。お給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3 年以上	1 回あたり 1 円以上
	財形年金 貯金	ご退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。ご在職中に積立を行うことにより、60 才以降に年金としてお受取りできます。財形専用の金利適用が受けられ、住宅財形と合わせて 550 万円まで非課税特典が受けられます。	5 年以上	1 回あたり 1 円以上
	財形住宅 貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利適用が受けられ、年金財形と合わせて 550 万円まで非課税特典が受けられます。	5 年以上	1 回あたり 1 円以上
定期積金		毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6 ヶ月以上 10 年以内	1 回 1,000 円以上
譲渡性貯金		事前通知により利息とともに譲渡することができます。満期前に解約はできません。	2 週間以上 5 年未満	1,000 万円 以上

◇このほか、季節商品やキャンペーン商品もお取扱しております。詳しくは窓口にお問い合わせください。

【その他のサービスのご案内】

種 類	内 容
J A キャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局のATMでご利用できます。JAカード(クレジット)とセットになった一体型カードもご利用できます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A ネットバンキング	個人向けネットバンキングです。窓口やATMにご来店されずとも、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
法人 J A ネットバンキング	法人のお客様向けネットバンキングです。月額利用料金が掛かります。総合振込、給与振込、口座振替、複数の振込データを1回の操作で受信・送信できる伝送サービスなどのサービスが充実しています。
J A カ ー ド (ク レ ジ ッ ト カ ー ド)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金をご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。ポイントもたまって大変お得です。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

【内国為替取扱手数料】

◇各手数料（令和5年5月1日現在）には、消費税等（10％）が含まれております。

種 類			組 合 員	員 外
送金手数料 (1件につき)	電信扱い		880円	880円
	普通扱い（送金小切手）		660円	660円
振込手数料 (1件につき)	電信扱い	5万円未満	440円	440円
		5万円以上	550円	770円
	文書扱い	5万円未満	440円	440円
		5万円以上	550円	770円
代金取立手数料（1通につき）	個別扱い		1,100円	1,100円
	普通扱い		660円	660円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料		1件につき	880円
	不渡手形返却料		1通につき	880円
	取立手形組戻料		1通につき	880円
	取立手形店頭呈示料 ※ただし880円を超える費用を要する場合は、その実費を申し受けます。		1通につき	880円
	離島回金料		無料	

【貯金ネットサービスお客様手数料（ＡＴＭご利用手数料）】

◇各手数料（令和５年５月１日現在）には、消費税等（１０％）が含まれております。

ご利用ＡＴＭ等 (提携金融機関)		J Aバンク	三菱東京 U F J	セブン銀行 (※１)	イーネット ローソン (※１) (各行 ※２)	J Fマリン バンク (農漁協)	ゆうちょ 銀行 (※１)	その他 (MICS提携)	J Aカード キャッシング
お取扱内容		入出金	出金のみ	入出金	入出金	出金のみ	入出金	出金のみ	出金のみ
ご利用 手数料	平 日 ※ 3 8:45～17:00	無料	無料	110円	110円	無料	110 円	110 円 ※ 4	無料
	土曜日 ※ 3 9:00～14:00	無料	110円	220円	220円	無料	220円	220円 ※ 4	無料
	平日・土曜日の その他時間帯 及び 日曜日・祝日※ 3	無料	110円	220円	220円	無料	110円(入金) 220円(出金)	220円 ※ 4	110円

◇祝日が土曜日と重なる場合は、日曜・祝日時間帯のご利用手数料となります。

※１：お客様の取引状況に応じて提携コンビニＡＴＭ・ゆうちょ銀行などＡＴＭ利用手数料等を優遇するサービス「J Aバンク富山優遇プログラム」があります。詳細につきましてはJ A店舗窓口にお尋ねください。

※２：コンビニエンスストア（ファミリーマート、ローソン等）の一部の店舗においては、金融機関が直接ＡＴＭを設置している場合、他ＡＴＭ運営会社のＡＴＭが設置されている場合等があります。詳しくはご利用のＡＴＭの掲示等でご確認ください。

※３：稼働時間はＡＴＭにより異なります。また、ＡＴＭ稼働時間であってもJ Aバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合があります。詳しくはお近くのJ Aまたはご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※４：ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合があります。詳しくはご利用ＡＴＭの掲示等でご確認ください。

【J A ネットバンク振込手数料】

◇各手数料（令和５年５月１日現在）には、消費税等（１０％）が含まれております。

J A ネットバンク振込手数料			A T M振込手数料		
	5 万円未満	5 万円以上		5 万円未満	5 万円以上
当 J A 内	無料	無料	当 J A 内	無料	無料
県内他 J A 宛	無料	無料	県内他 J A 宛	110円	220円
県外 J A 宛	110円	330円	県外 J A 宛	110円	330円
他金融機関宛	220円	440円	他金融機関宛	220円	440円

法人 J A ネットバンク振込手数料		
	5 万円未満	5 万円以上
当 J A 内	無料	無料
県内他 J A 宛	無料	無料
県外 J A 宛	110円	330円
他金融機関宛	220円	440円

【その他の諸手数料】

◇各手数料（令和5年5月1日現在）には、消費税等（10％）が含まれております。

種 類			単 位	料 金	
手形・小切手 用紙代金	小切手帳交付（５０枚）		１冊	１,１００円	
	約束手形用紙交付（５０枚）		１冊	１,３２０円	
	マル専口座開設（割賦販売通知書）		１通	３,３００円	
	マル専手形用紙交付		１枚	５５０円	
貯金関係 手数料	残高証明書発行（窓口交付）		１通	６６０円	
	残高証明書発行（郵送扱い）（注１）		１通	１,１００円	
	残高証明書発行（監査法人依頼）		１通	３,３００円	
	取引履歴明細の発行		１枚	１１０円	
	通帳、証書、カードの再発行		１冊・枚	１,１００円	
	各種口座振替手数料		１件	５５円	
	媒体持込手数料（紙・電子・伝票）（注２）		１０件以上	２,２００円	
	定額自動送金サービス依頼書 （振込手数料は別途規定のとおり）		１枚	６６０円	
貸出業務 手数料	融資可能証明書		１枚	５,５００円	
	支払利息証明書		１枚	１,１００円	
	住宅ローン残高証明書（窓口交付）		１通	６６０円	
	住宅ローン融資実行手数料（協会保証付）		１件	１１,０００円	
	条件 変更	償還期間、固定から変動への金利変更	１件	５,５００円	
		全額繰上返済・一部繰上返済	１件	５,５００円	
		固定金利の金利一部引き下げ	１件	５,５００円	
	住 協 宅 会 ロ 保 ー 証 ン 付	条件 変更	償還期間、固定から変動への金利変更等	１件	５,５００円
			全額繰上返済・一部繰上返済	１件	無 料
			固定金利の金利一部引き下げ	１件	５,５００円
その他	国債口座管理手数料		年間	無 料	
	未利用口座管理手数料（注３）		年間	１,３２０円	
	法人JAネットバンク基本サービス（照会・振込）		月額	１,１００円	
	法人JAネットバンク基本サービス （照会・振込/総合振込/給与賞与）		月額	１,６５０円	
訪問手数料	ご依頼１回訪問につき			２,２００円	
	組合員・JAなんと年金受給者			１,１００円	
	定期訪問（年間契約）	月４回以下		４４,０００円	
		月２回以下		２２,０００円	
両替手数料 硬貨入金 硬貨金種指定	１枚～１００枚			無 料	
	１０１枚～５００枚			５５０円	
	５０１枚～１,０００枚			７７０円	
	１,００１枚～２,０００枚			１,１００円	
	２,０００枚を超えた場合は１枚～１,０００枚毎に５５０円を加算				
	オープン出納機・OTM等、機器で計数できないものはお預かりできません。				

（注1）料金に郵送料（書留郵便）を含みます。

（注2）おひとり様1日の合計枚数に対して処理件数が10件以上の場合、媒体持込手数料が発生します。

（注3）令和3年年10月1日以降開設口座で、該当する口座へ適用されます。

【貸出商品のご案内】

種 類		内 容
系統統一ローン	住宅ローン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・その他金融機関借入の住宅資金の借り換え等にご利用ください。
	リフォームローン	リフォームにもＪＡのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
	マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。
	教育ローン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さまの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 カードタイプのご用意もございます。
	多目的ローン	生活に必要な一切の資金です。
	カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができ、全国のＪＡのＣＤ・ＡＴＭはもちろん他の提携金融機関のＣＤ・ＡＴＭでも借り入れることができます。
	営農ローン	営農に必要な資金を、あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。（個人農業者向け）
	アグリエース	営農に必要な資金を、あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。（大型農家・法人向け）
	農機ハウスローン	農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、および他金融機関の農機具ローンのお借換えにご利用できます。
	アグリマイティ資金	農業生産に直結する設備資金および運転資金にご利用いただけます。
プロパー資金	地域振興資金	地域環境の開発・改善・振興に必要な一切の資金です。
	事業資金	事業を営むための資金です。公序良俗に反するものは対象外とします。
	農業資金	農家の方、営農団体・農事組合法人等の方がご利用いただけます。 農業生産および農家経済の安定向上に必要な一切の資金です。
	生活改善資金	生活向上のために購入した物品代金決済の資金です。ただし自動車は除きます。
	共済証書担保	当ＪＡの共済契約者の方がご利用できる資金です。 現在契約中の共済証書を担保とした資金です。
	住宅・リフォーム資金	居住する住宅の新築・購入・増改築・他金融機関の住宅ローンの借り換え等にご利用下さい。
	自動車ローン	自動車、バイク（共に中古車を含む）の購入資金または購入に付帯する諸費用のための資金です。また、点検・車検・修理費用や保険掛金にも利用でき、運転免許証の取得やカーナビ購入等にもご利用できます。
	教育資金	入学金や学費・家賃等・教育に関する資金としてご利用下さい。
	購買品購入ローン	当ＪＡで購入された物品代（自動車を除く）の代金決済資金としてご利用下さい。
当座貸越	貯金担保	本人または同居のご家族が必要とされる生活環境改善または生活に必要な資金としてご利用下さい。また、地域振興・開発のためにご利用下さい。
	当座貸越	組合員が経営する事業運転資金としてご利用できます。経営に必要な資金決済にご利用下さい。

※その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しています。

店頭窓口もしくは、渉外担当者までお問い合わせください。

【主な共済商品一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一の保障を確保でき、死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
一時払終身共済	まとまった資金で一生涯の万一保障を確保でき、加入のしやすさも魅力です。
生前給付特則付 一時払終身共済	一生涯の万一保障に生前贈与の機能がプラスされ、相続対策にご活用いただけます。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障で、通院中の方、病歴のある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
医療共済 【メディフル】	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障で、入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい一生涯の医療保障で、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障で、上皮内がんを含む様々な“がん”や脳腫瘍の診断時や再発時、入院・手術等を幅広く保障します。
介護共済	一生涯にわたって備えられる介護保障で、公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。不安の高まる高齢期も安心です。
一時払介護共済	まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障で、死亡給付金は相続対策にご活用いただけます。
認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障で、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	自分で準備する将来の年金保障で、老後の生活資金が積立感覚で準備できます。医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申し込みいただけます。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一保障で、死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一を保障します。高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっており、効率的に資金準備ができます。
生活障害共済 【働けわたしのささエール】	働けなくなるリスクに備えた安心の保障で、身体障害状態を幅広く保障します。公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	身近な生活習慣病のリスクに備える保障で、三大疾病に加えて「心・血管疾患」や「脳血管疾患」さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかりと準備でき、死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
傷害共済	突然の災害による死亡・ケガに備えられる充実のプランです。
賠償責任共済	日常生活のさまざまなリスクにしっかり対応します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん地震などの自然災害にも備えられる保障で、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。ご契約の建物や家財に発生した火災や自然災害によってケガをされたり死亡した時には、傷害共済金をお支払いします。
火災共済	火災や落雷などの災害に備えられる住まいや家財の保障です。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済 【クルマスター】	お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備えた保障です。ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しており、手厚い保障に納得の共済掛金で加入できるので、とってもお得です。
自賠責共済	主に自動車とバイク（原付含む）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です（但し農耕用作業車は除く）。運転中に事故を起こしてケガをさせたり、死亡させたりした場合の対人賠償を補償します。

○ 農業に関する保障

種 類	内 容
農業者賠償責任共済 【ファーマスト】	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。
また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【經營資料】

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	3 年度	4 年度		3 年度	4 年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	61,588,259	60,257,415	1. 信用事業負債	62,094,442	60,668,113
(1) 現金	69,658	151,660	(1) 貯金	61,903,796	60,508,973
(2) 預金	56,927,580	55,668,107	(2) 譲渡性貯金	-	-
系統預金	56,927,378	55,667,403	(3) 借入金	-	-
系統外預金	202	705	(4) その他の信用事業負債	190,646	159,140
譲渡性預金	-	-	未払費用	7,249	5,305
(3) コールローン	-	-	その他の負債	183,397	153,835
(4) 買入金銭債権	-	-	(5) 債務保証	-	-
(5) 金銭の信託	-	-	2. 共済事業負債	203,553	184,438
(6) 有価証券	-	-	(1) 共済借入金	-	-
国債	-	-	(2) 共済資金	106,378	90,256
地方債	-	-	(3) 共済未払利息	-	-
政府保証債	-	-	(4) 未経過共済付加収入	95,236	92,980
金融債	-	-	(5) 共済未払費用	715	525
短期社債	-	-	(6) その他の共済事業負債	1,225	677
社債	-	-	3. 経済事業負債	169,932	126,427
外国証券	-	-	(1) 支払手形	-	-
株式	-	-	(2) 経済事業未払金	116,398	58,398
受益証券	-	-	(3) 経済受託債務	53,248	67,328
(7) 貸出金	4,394,338	4,176,836	(4) その他の経済事業負債	285	227
(8) その他の信用事業資産	246,844	285,683	4. 設備借入金	-	-
未収収益	236,983	207,378	5. 雑負債	126,062	122,537
その他の資産	9,861	78,306	(1) 未払法人税等	21,617	13,023
(9) 債務保証見返	-	-	(2) リース債務	-	-
(10) 貸倒引当金	△50,160	△24,872	(3) 資産除去債務	59,600	59,600
2. 共済事業資産	140	71	(4) その他の負債	44,845	49,914
(1) 共済貸付金	-	-	6. 諸引当金	374,481	368,457
(2) 共済未収利息	-	-	(1) 賞与引当金	18,544	17,690
(3) その他の共済事業資産	140	71	(2) 退職給付引当金	332,785	327,074
(4) 貸倒引当金	-	-	(3) 役員退職慰労引当金	23,152	23,694
3. 経済事業資産	571,791	542,051	7. 繰延税金負債	-	-
(1) 受取手形	5,549	3,524	8. 再評価に係る繰延税金負債	-	-
(2) 経済事業未収金	159,443	160,238	負債の部合計	62,968,470	61,469,973
(3) 経済受託債権	279,324	271,816	(純資産の部)		
(4) 棚卸資産	129,285	103,955	1. 組合員資本	3,515,018	3,598,642
購買品	115,794	100,064	(1) 出資金	882,085	870,570
販売品	9,115	-	(2) 資本準備金	17,273	17,273
宅地等	-	-	(3) 利益剰余金	2,617,240	2,712,912
その他の棚卸資産	4,376	3,909	利益準備金	842,000	853,000
(5) その他の経済事業資産	6,503	8,992	その他利益剰余金	1,775,240	1859,912
(6) 貸倒引当金	△8,313	△6,475	リスク管理積立金	646,000	670,000
4. 雑資産	136,433	124,824	共同乾燥施設建設目的積立金	598,000	612,000
(1) 雑資産	136,485	124,866	特別積立金	448,000	448,000
(2) 貸倒引当金	△52	△42	当期末処分剰余金	83,240	129,912
5. 固定資産	994,795	954,735	(うち当期剰余金)	(54,743)	(100,957)
(1) 有形固定資産	991,036	952,089	(4) 処分未済持分	△1,580	△2,113
建物	2,778,936	2,784,936	2. 評価・換算差額等		
機械装置	967,514	949,563	(1) その他有価証券評価差額金	-	-
土地	349,994	349,994	(2) 土地再評価差額金	-	-
リース資産	-	-	純資産の部合計	3,515,018	3,598,642
建設仮勘定	-	-			
その他の有形固定資産	548,270	548,906			
減価償却累計額	△3,653,677	△3,681,309			
(2) 無形固定資産	3,759	2,646			
リース資産	-	-			
その他の無形固定資産	3,759	2,646			
6. 外部出資	3,089,491	3,089,521			
(1) 外部出資	3,089,491	3,089,521			
系統出資	3,013,218	3,013,218			
系統外出資	66,273	66,303			
子会社等出資	10,000	10,000			
(2) 外部出資等損失引当金	-	-			
7. 前払年金費用	-	-			
8. 繰延税金資産	102,578	99,998			
9. 再評価に係る繰延税金資産	-	-			
10. 繰延資産	-	-			
資産の部合計	66,483,487	65,068,615	負債及び純資産の部合計	66,483,487	65,068,615

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	3 年度	4 年度		3 年度	4 年度
1. 事業総利益	1,025,350	1,049,661	(11)加工事業収益	9,742	9,616
事業収益	2,675,830	2,597,842	(12)加工事業費用	5,179	5,280
事業費用	1,650,480	1,548,181	加工事業総利益	4,564	4,336
(1)信用事業収益	327,292	286,935	(13)利用事業収益	155,229	152,468
資金運用収益	312,561	270,486	(14)利用事業費用	47,843	44,665
(うち預金利息)	(226,998)	(197,261)	利用事業総利益	107,387	107,803
(うち有価証券利息)	-	-	(15)旅行事業収益	28,277	3,947
(うち貸出金利息)	(52,521)	(50,675)	(16)旅行事業費用	25,522	159
(うちその他受入利息)	(33,042)	(22,550)	旅行事業総利益	2,755	3,788
役務取引等収益	12,941	13,340	(17)その他事業収益	36,503	32,562
その他事業直接収益	-	-	(18)その他事業費用	19,041	18,479
その他経常収益	1,790	3,109	その他事業総利益	17,461	14,083
(2)信用事業費用	67,565	10,767	(19)指導事業収入	16,512	14,596
資金調達費用	5,960	3,213	(20)指導事業支出	20,346	20,708
(うち貯金利息)	(5,449)	(2,859)	指導事業収支差額	△3,834	△6,111
(うち給付補填備金繰入)	(501)	(353)	2. 事業管理費	996,753	985,514
(うち借入金利息)	-	-	(1)人件費	663,255	651,274
(うちその他支払利息)	(10)	(1)	(2)業務費	99,681	95,319
役務取引等費用	4,078	3,918	(3)諸税負担金	30,276	30,154
その他経常費用	57,528	3,637	(4)施設費	198,634	204,958
(うち貸倒引当金繰入額)	(30,213)	-	(5)その他事業管理費	4,907	3,809
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△25,288)	事業利益	28,596	64,147
信用事業総利益	259,727	276,168	3. 事業外収益	66,319	63,524
(3)共済事業収益	228,210	222,711	(1)受取雑利息	1	-
共済付加収入	208,874	206,198	(2)受取出資配当金	46,705	46,705
共済貸付金利息	-	-	(3)貸貸料	7,778	7,505
その他の収益	19,335	16,513	(4)貸倒引当金戻入益	-	-
(4)共済事業費用	4,468	4,084	(5)償却債権取立益	-	-
共済借入金利息	-	-	(6)雑収入	11,835	9,314
共済推進費	569	513	4. 事業外費用	577	726
共済保全費	1,295	1,052	(1)支払雑利息	-	-
その他の費用	2,605	2,518	(2)寄付金	301	348
共済事業総利益	223,741	218,627	(3)雑損失	276	379
(5)購買事業収益	1,795,205	1,794,421	(うち貸倒引当金戻入益)	(△49)	(△10)
購買品供給高	1,684,640	1,644,624	経常利益	94,338	126,944
購買手数料	-	44,834	5. 特別利益	-	-
修理サービス料	98,818	93,225	(1)固定資産処分益	-	-
その他の収益	11,747	11,739	(2)資産取得補助金	-	-
(6)購買事業費用	1,459,560	1,460,946	(3)一般補助金	-	-
購買品供給原価	1,405,144	1,412,726	(4)その他の特別利益	-	-
購買品供給費	9,490	9,199	6. 特別損失	8,347	855
修理サービス料	9,400	9,134	(1)固定資産処分損	8,347	855
その他の費用	35,526	29,887	(2)固定資産圧縮損	-	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(87)	-	(3)減損損失	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△1,808)	(4)その他の特別損失	-	-
購買事業総利益	335,645	333,476	税引前当期利益	85,991	126,089
(7)販売事業収益	84,407	88,252	7. 法人税・住民税及び事業税	31,013	22,551
販売手数料	75,615	79,052	8. 法人税等調整額	235	2580
その他の収益	8,792	9,200	当期剰余金	54,743	100,957
(8)販売事業費用	24,377	8,600	当期首繰越剰余金	28,497	28,955
その他の費用	24,377	8,600	目的積立金取崩額	-	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,006)	-	当期末処分剰余金	83,240	129,912
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△41)			
販売事業総利益	60,031	79,652			
(9)保管事業収益	18,920	18,417			
(10)保管事業費用	1,047	577			
保管事業総利益	17,873	17,840			

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

3. 注記表

(令和4年度注記表)

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 子会社株式 | ： 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | ： 移動平均法による原価法 |

② 棚卸資産

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ○ 購買品 | |
| 肥料・農薬 | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| 農機具製品・自動車 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| 上記以外の購買品 | 売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| ○ 繰越貯蔵品 | |
| 製品及び仕掛品 | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| その他の原材料 | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引を渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6)決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合富山県本部が行い、両者を合算してプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

旅行事業収益のうち、当組合が代理人として旅行商品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、旅行事業収益に含めて表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

②LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

③購買事業等における支払奨励金の会計処理

購買事業等において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の事業収益が137,145千円、事業費用が137,145千円減少していますが、この変更による事業利益、経常利益、税引前当期利益、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44・2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性の見積りに関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 103,284千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損の見積りに関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金の見積りに関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 31,389千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算定方法

「1 重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産にかかる圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,310,747千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,360,019千円
構築物	73,464千円
機械及び装置	820,943千円
車輛運搬具	2,919千円
備品	12,028千円
土地	41,373千円

(2) 担保に供している資産

預金のうち、3,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	613千円
金銭債務	38,955千円

(4) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。
金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は27,736千円、危険債権額は55,638千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は83,374千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

① 子会社との取引による収益総額	12,639千円
うち事業取引高	10,538千円
うち事業取引以外の取引高	2,101千円
② 子会社との取引による費用総額	1千円
うち事業取引高	1千円

6. 金融商品に対する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けています。

② 金融商品の内容及そのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%低下したものと想定した場合には、経済価値が20,355千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	55,668,107	55,656,070	△12,037
貸出金 貸倒引当金	4,176,836 △24,872		
貸倒引当金控除後	4,151,964	4,161,493	9,529
雑資産 貸倒引当金 貸倒引当金控除後	8,822 △42		
	8,780	8,780	—
資 産 計	59,828,851	59,826,344	△2,508
貯 金	60,508,973	60,474,781	△34,192
負 債 計	60,508,973	60,474,781	△34,192

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※雑資産のうち、職員厚生貸付金の金額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

(1) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,089,521

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	55,668,107					
貸出金	636,334	410,619	366,643	328,858	299,690	2,134,693
合 計	56,304,441	410,619	366,643	328,858	299,690	2,134,693

※貸出金のうち、当座貸越113,428千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	51,808,838	5,894,587	2,394,101	249,238	147,145	15,064

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、りそな銀行及び全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	332,785千円
退職給付費用	38,095千円
退職給付の支払額	△15,284千円
確定給付企業年金制度への拠出額	△25,750千円
特定退職金共済制度への拠出額	△2,772千円
期末における退職給付引当金	327,074千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	705,792千円
年金資産	△261,748千円
特定退職金共済制 度	△116,971千円
未積立退職給付債務	327,074千円
退職給付引当金	327,074千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	38,095千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金8,176千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は88,603千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

項 目	金 額
繰延税金資産	
退職給付引当金	90,271千円
貸倒引当金	5,977千円
減損損失	23,240千円
資産除去債務	16,449千円
JA パンク支援積立金	9,207千円
賞与引当金	5,594千円
役員退職慰労金引当金	6,539千円
その他	1,398千円
繰延税金資産小計	158,675千円
評価性引当額	△55,391千円
繰延税金資産合計(A)	103,284千円
繰延税金負債	
資産除去債務（固定資産増加分）	3,286千円
繰延税金負債合計(B)	3,286千円
繰延税金資産の純額(A)-(B)	99,998千円

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

項 目	負 担 率
法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.1%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の増減	△5.3%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.9%

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

(令和3年度注記表)

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- | | | | |
|-----|---------|---|-------------|
| (1) | 子会社株式 | ： | 移動平均法による原価法 |
| (2) | その他有価証券 | ： | 時価のないもの |
| | 時価のないもの | ： | 移動平均法による原価法 |

② 棚卸資産

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ○ 購買品 | |
| 肥料・農薬 | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| 農機具製品・自動車 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| 上記以外の購買品 | 売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| ○ 販売品 | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| ○ 繰越貯蔵品 | |
| 製品及び仕掛品 | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| その他の原材料 | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。

(6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。
そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合富山県本部が行い、両者を合算してプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。
経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。
なお、精算が終了していない「JA共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法、受託販売における共同計算の会計処理の方法に関する事項について、その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

(令和3年度注記表)

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より「繰延税金資産の回収可能性の見積りに関する情報」、「固定資産の減損の見積りに関する情報」、「貸倒引当金の見積りに関する情報」を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性の見積りに関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 107,507千円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損の見積りに関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金の見積りに関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 58,526千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)算定方法

「1 重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(3)翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産にかかる圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,310,747千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,360,019千円
構築物	73,464千円
機械及び装置	820,943千円
車輜運搬具	2,919千円
備品	12,028千円
土地	41,373千円

(2) 担保に供している資産

預金のうち、3,000,000千円は為替取引の担保に供しております。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	466千円
金銭債務	34,296千円

(4) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。
金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は72,075千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取り立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

(令和3年度注記表)

棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,075千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 会社との取引総額

①子会社との取引による収益総額	12,002千円
うち事業取引高	9,488千円
うち事業取引以外の取引高	2,515千円
②子会社との取引による費用総額	1千円
うち事業取引高	1千円

6. 金融商品に対する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

(1) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要額」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%低下したものと想定した場合には、経済価値が1,525千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	56,927,580	56,928,702	1,122
貸出金 貸倒引当金	4,394,338 △50,160		
貸倒引当金控除後	4,344,178	4,390,574	46,396
雑資産	8,047	8,047	—
資 産 計	61,279,804	61,327,322	47,518
貯 金	61,903,796	61,905,197	1,401
負 債 計	61,903,796	61,905,197	1,401

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※雑資産のうち、職員厚生貸付金の金額を記載しています。

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

(令和3年度注記表)

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

(1)預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(2)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

(1)貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,089,491

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	56,927,580					
貸出金	651,652	430,579	381,537	338,122	302,490	2,289,959
合計	57,579,232	430,579	381,537	338,122	302,490	2,289,959

※貸出金のうち、当座貸越 124,048 千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	54,063,971	3,509,926	3,855,727	212,668	244,819	16,686

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、りそな銀行及び全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	338,217 千円
退職給付費用	35,426 千円
退職給付の支払額	△12,746 千円
確定給付企業年金制度への拠出額	△24,637 千円
特定退職金共済制度への拠出額	△3,475 千円
期末における退職給付引当金	332,785 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	719,391 千円
年金資産	△260,320 千円
特定退職金共済制度	△126,286 千円
未積立退職給付債務	332,785 千円
退職給付引当金	332,785 千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	35,426 千円
----------------	-----------

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

(令和３年度注記表)

(２) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8,499 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和３年３月現在における令和 14 年３月までの特例業務負担金の将来見込額は 98,091 千円となっています。

８．税効果会計に関する注記

(１)繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

項 目	金 額
繰延税金資産	
退職給付引当金	91,847 千円
貸倒引当金	13,363 千円
減損損失	24,664 千円
資産除去債務	16,449 千円
JAバンク支援積立金	9,122 千円
賞与引当金	5,861 千円
役員退職慰労金引当金	6,389 千円
その他	1,902 千円
繰延税金資産小計	169,597 千円
評価性引当額	△62,090 千円
繰延税金資産合計(A)	107,507 千円
繰延税金負債	
資産除去債務(固定資産増加分)	4,929 千円
繰延税金負債合計(B)	4,929 千円
繰延税金資産の純額(A)-(B)	102,578 千円

(２)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

項 目	負 担 率
法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.5%
住民税均等割等	0.7%
評価性引当額の増減	7.6%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3%

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	3 年度	4 年度
1. 当期末処分剰余金	83,240	129,912
(1) 繰越剰余金	28,497	28,955
(2) 当期剰余金	54,743	100,957
(3) 目的積立金取崩額	－	－
2. 任意積立金取崩額	－	－
特別積立金	－	－
3. 剰余金処分別	54,285	101,425
(1) 利益準備金	11,000	21,000
(2) 任意積立金	38,000	70,000
うち目的積立金	38,000	70,000
(3) 出資配当金	5,285	10,425
うち普通出資配当金	5,285	10,425
4. 次期繰越剰余金	28,955	28,487

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和3年度 0.6% 令和4年度 1.2%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立基準	取崩基準
リスク管理積立金	預金及び有価証券運用のリスク負担、貸出金(含経済未収金)・外部出資等不良債権の償却・引当、固定資産(含リース資産)の償却・処分(含除去債務、解体及び整地費用)及び減損、退職給与引当金の引当、外部積立の減損、特例業務負担金の拠出、繰延税金資産の回収及び米の精算に係る損失発生への補填に備えるため	預金、有価証券、貸出金、経済未収金、外部出資等、固定資産等、退職給与引当金等の期末帳簿価格、特例業務負担金の将来見込額、繰延税金資産の40/100	預金利息(含奨励金)の減少、有価証券売却損の発生、自己査定における有価証券、貸出金、経済未収金及び外部出資等の償却・引当した場合、固定資産(含リース資産)の償却・処分(含除去債務、解体及び整地費用)及び減損、退職給与引当金の引当、外部積立の減損、特例業務負担金の拠出、繰延資産の回収及び米の精算に係る損失が生じた場合
共同乾燥施設建設目的積立金	共同乾燥施設の取得及び既存施設改修整備のため	共同乾燥施設の取得金額 (10億円)	共同乾燥施設の取得等で支出を要した時

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化指導の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和3年度 2,800千円 令和4年度 5,100千円

5. 財務諸表等の正確性にかかる確認書

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年3月1日から令和5年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年5月31日

なんと農業協同組合

代表理事組合長



【経営資料】Ⅰ 決算の状況

6. 会計監査人の監査

2021 年度及び 2022 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

【経営資料】Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	3 0 年 度	3 1 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
経 常 収 益	3,181	2,973	2,583	2,700	2,624
信用事業収益	468	365	328	327	287
共済事業収益	243	236	226	228	223
農業関連事業収益	1,037	1,056	1,020	978	967
生活その他事業収益	1,433	1,315	1,008	1,167	1,135
経 常 利 益	100	77	115	94	127
当 期 剰 余 金	64	58	84	55	101
出 資 金	903	893	887	882	871
(出資口数)	903,363	893,218	886,678	882,085	870,570
純 資 産 額	3,364	3,403	3,474	3,515	3,599
総 資 産 額	67,437	65,403	68,806	66,483	65,069
貯 金 等 残 高	62,989	60,953	64,415	61,904	60,509
貸 出 金 残 高	4,175	4,208	4,253	4,394	4,177
剰 余 金 配 当 金 額	7	7	9	5	10
出 資 配 当 金 額	7	7	9	5	10
職 員 数	154	148	138	133	126
単 体 自 己 資 本 比 率	14.55	13.14	13.65	14.25	14.77

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っていません。
 4. 職員数は常備人を含んでいます。
 5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	3 年 度	4 年 度	増 減
資 金 運 用 収 支	307	267	△40
役 務 取 引 等 収 支	9	9	0
その他信用事業収支	△56	△1	55
信 用 事 業 粗 利 益	260	277	17
(信用事業粗利益率)	0.41	0.46	0.05
事 業 粗 利 益	1,150	1,100	△50
(事業粗利益率)	1.44	1.51	0.07
事 業 純 益	146	104	△42
実 質 事 業 純 益	154	115	△39
コ ア 事 業 純 益	154	115	△39
コア事業純益(投資信託 解約損益除く。)	154	115	△39

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他信用事業収支＝(その他事業直接収益＋その他経常収益)
 －(その他事業直接費用＋その他経常費用)

【経営資料】Ⅱ 損益の状況

4. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経営収益を除く）－信用事業費用（その他経常費用を除く）＋金銭の信託運用見合費用
5. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益/信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
6. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
7. 事業粗利益率＝事業総利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
8. 事業純益＝事業粗利益－一般管理費－一般貸倒引当金繰入額
9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
10. コア事業純益：実質事業純益－国債等債券関係損益
11. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

項目	3 年度			4 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	62,366	313	0.50	60,408	270	0.44
うち預金	57,817	260	0.45	55,994	220	0.39
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	4,437	53	1.19	4,273	51	1.19
資金調達勘定	63,210	6	0.01	61,199	3	0
うち貯金・定期積金	63,171	5	0.01	61,160	3	0
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや	—	—	0.12	—	—	0.08

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
 2. 経費率＝信用部門の事業管理費/資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項 目	3 年度増減額	4 年度増減額
受 取 利 息	1	△43
う ち 預 金	4	△40
う ち 有 価 証 券	—	—
う ち 貸 出 金	△3	△2
支 払 利 息	△3	△3
うち貯金・定期積金	△4	△2
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—
う ち 借 入 金	—	—
差 引 き	4	△40

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には農林中金からの事業分量配当等が含まれています。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	3 年度		4 年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
流 動 性 貯 金	20,678	32.7	22,022	36.0	1,344
定 期 性 貯 金	42,441	67.1	39,086	63.9	△3,354
そ の 他 の 貯 金	50	0	50	0	0
計	63,170	100	61,159	100	△2,010
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	63,170	100	61,159	100	△2,010

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

②定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	3 年度		4 年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
定 期 貯 金	39,340	96.9	37,015	97.1	△2,325
うち固定金利定期	39,332	99.9	37,006	99.9	△2,325
うち変動金利定期	8	0.0	8	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
手 形 貸 付	11	11	0
証 書 貸 付	4,302	4,138	△164
当 座 貸 越	121	121	0
割 引 手 形	0	1	1
合 計	4,436	4,272	△164

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	3 年度		4 年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	3,099	70.5	2,941	70.4	△158
変 動 金 利 貸 出	1,294	29.4	1,235	29.5	△59
合 計	4,394	100.0	4,176	100.0	△218

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

③貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	185	171	△14
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	44	39	△4
そ の 他 担 保 物	78	82	4
小 計	307	293	△14
農業信用基金協会保証	1,803	1,769	△33
そ の 他 保 証	26	23	△3
小 計	1,829	1,792	△37
信 用	2,256	2,090	△165
合 計	4,394	4,176	△217

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	3 年度		4 年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
設 備 資 金	141	3.1	118	2.8	△23
運 転 資 金	2,078	47.2	1,920	45.9	△158
合 計	2,219	50.3	2,038	48.7	△181

⑥貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	3 年度		4 年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
農 業	226	5.1	234	5.6	7
林 業	9	0.2	8	0.2	0
水 産 業	-	-	-	-	-
製 造 業	186	4.2	173	4.1	△13
鉱 業	-	-	-	-	-
建 設 ・ 不 動 産 業	211	4.8	187	4.4	△24
電気・ガス・熱供給水道業	21	0.4	20	0.4	△1
運 輸 ・ 通 信 業	29	0.6	24	0.5	△4
金 融 ・ 保 険 業	498	11.3	526	12.6	28
卸売・小売・サービス業・飲食業	246	5.5	268	6.4	24
地 方 公 共 団 体	1,506	34.2	1,326	31.7	△179
非 営 利 法 人	-	-	-	-	-
そ の 他	1,457	33.1	1,405	33.6	△52
合 計	4,394	100.0	4,176	100.0	△217

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア)営農類型別

(単位:百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増減
農 業	142	124	△18
穀 作	88	87	△1
野 菜 ・ 園 芸	-	-	-
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	10	10	0
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	44	27	△16
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	142	124	△18

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。そのため、「(ア) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別内訳残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(イ)資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増減
プ ロ パ ー 資 金	117	103	△14
農 業 制 度 資 金	25	21	△4
農 業 近 代 化 資 金	21	19	△1
そ の 他 制 度 資 金	4	2	△2
合 計	141	124	△18

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	3年度	11	3	1	8	11
	4年度	28	11	10	7	28
危 険 債 権	3年度	61	13	14	33	61
	4年度	56	34	13	9	56
要 管 理 債 権	3年度	-	-	-	-	-
	4年度	-	-	-	-	-
	三 月 以 上 延 滞 債 権	3年度	-	-	-	-
		4年度	-	-	-	-
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	3年度	-	-	-	-
		4年度	-	-	-	-
小 計	3年度	72	17	15	41	72
	4年度	83	45	23	16	83
正 常 債 権	3年度	4,333				
	4年度	4,104				
合 計	3年度	4,405				
	4年度	4,187				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	3 年度					4 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	11		3	11	11	11		11	11
個別貸倒引当金	24	48	-	24	48	48	21	-	48	21
合 計	27	59	-	27	59	59	31	-	59	31

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	3 年度	4 年度
貸出金償却額	-	-

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		3 年度		4 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	13,606	58,035	15,817	60,688
	金額	10,837	15,638	10,372	16,706
代金取立為替	件数	4	0	2	1
	金額	1	0	16	0
雑 為 替	件数	470	970	480	790
	金額	193	1,044	166	630
合 計	件数	14,080	59,005	16,299	59,005
	金額	11,031	16,682	10,554	16,682

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増減
国 債	-	-	-

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

該当する有価証券残高はありません。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

該当する有価証券残高はありません。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		3 年度		4 年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命 総 合 共 済 系	終 身 共 済	353	43,053	302	40,409
	定 期 生 命 共 済	60	310	68	345
	養 老 生 命 共 済	183	11,762	123	10,546
	うちこども共済	131	4,301	112	3,986
	医 療 共 済	77	2,304	3	2,134
	が ん 共 済	-	95	-	92
	定 期 医 療 共 済	-	92	-	87
	介 護 共 済	111	485	39	526
	年 金 共 済	-	-	-	-
建 物 更 生 共 済		4,246	67,982	5,294	67,327
合 計		5,029	126,083	5,828	121,465

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は、該当共済種類ごとに保証金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		3 年度		4 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		0	17	0	17
		43	51	28	85
が ん 共 済		0	4	0	4
定 期 医 療 共 済		0	1	0	0
合 計		0	22	0	21
		43	51	28	85

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高 (単位：百万円)

種 類		3 年度		4 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		143	789	63	854
認 知 症 共 済		-	-	33	33
生活障害共済(一時金型)		138	362	77	439
生活障害共済(定期年金型)		10	29	13	42
特 定 重 度 疾 病 共 済		80	149	57	206
合 計		371	1,329	243	1,574

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	3 年度		4 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	43	842	41	836
年 金 開 始 後	－	335	－	354
合 計	43	1,176	41	1,190

(注)金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	3 年度		4 年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	19,281	16	19,428	16
自 動 車 共 済		188		188
傷 害 共 済	13,860	3	18,251	3
賠 償 責 任 共 済		1		1
自 賠 責 共 済		26		26
合 計		234		233

(注)「種類」は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保証金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類		3 年度	4 年度
生産資材	肥料	164,335	175,240
	農薬	132,619	129,667
	農機具	245,543	266,368
	飼料	7,975	9,691
	生産雑資材	94,800	89,179
	計	645,273	670,145
生活物資	米	45,843	43,464
	食料品	64,984	73,144
	酒・塩・タバコ	15,865	15,881
	衣料品・装飾品	2,041	935
	日用品	26,864	25,536
	燃料	74,212	80,202
	油類	499,867	536,769
	自動車	266,233	314,870
	その他耐久資材	43,459	19,670
	計	1,039,367	1,110,474
合 計		1,684,640	1,780,618

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

項 目		3 年度	4 年度
農産物	米	809,432	870,135
	大麦	22,945	30,167
	豆類・雑穀	62,901	53,299
	野菜	66,123	61,819
	花卉・花木	-	-
畜産物		82,662	79,771
合 計		1,044,063	1,095,192

4. 指導事業

(単位：千円)

項 目		3 年度	4 年度
収入	賦課金	3,614	3,649
	指導事業補助金	7,062	5,215
	実費収入	5,836	5,732
	計	16,512	14,596
支出	営農改善費	13,676	13,850
	生活文化事業費	2,296	2,483
	教育情報費	4,374	4,375
	計	20,346	20,708

【経営資料】Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	3 年度	4 年度	増 減
総資産経常利益率	0.13	0.18	0.05
資本経常利益率	2.71	3.61	0.90
総資産当期純利益率	0.08	0.15	0.07
資本当期純利益率	1.57	2.87	1.30

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益/純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

項 目		3 年度	4 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	7.10	6.90	△0.20
	期 中 平 均	7.02	6.99	△0.03
貯 証 率	期 末	0.00	0.00	0
	期 中 平 均	0.00	0.00	0

- (注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高/貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期末)＝有価証券残高/貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高/貯金平均残高×100

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	前 期 末	当 期 末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,510	3,588
うち、出資金及び資本準備金の額	899	888
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	2,617	2,713
うち、外部流出予定額 (△)	5	10
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11	11
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11	11
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	3,521	3,599
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4	3
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	4	3
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4	3
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	3,517	3,596
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	22,583	22,325
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	0
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー（△）	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,094	2,020
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	24,676	24,345
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.25%	14.77%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		3 年度			4 年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	70	0	0	152	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,507	0	0	1,328	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
	国際決裁銀行等向け	0	0	0	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
	我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
	地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	56,928	11,386	455	55,669	11,134	445
	法人等向け	150	121	5	156	136	5
	中小企業等向け及び個人向け	108	25	1	113	26	1
	抵当権付住宅ローン	121	42	2	111	38	2
	不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
	三月以上延滞等	7	0	0	7	2	1
	取立未済手形	7	1	1	5	1	0
	信用保証協会等保証付	1,810	175	7	1,776	172	7
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
	共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
	出資等	234	234	9	234	234	9
	（うち出資等のエクスポージャー）	234	234	9	234	234	9
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
	上記以外	5,595	10,598	434	5,545	10,581	423
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段等に係るエクスポージャー）	3,324	8,310	332	3,324	8,310	332
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	103	256	10	100	250	10
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
	（うち上記以外のエクスポージャー）	2,169	2,032	81	2,121	2,021	81
	証券化	0	0	0	0	0	0
	（うち STC 要件適用分）	0	0	0	0	0	0
	（うち非 STC 要件適用分）	0	0	0	0	0	0
	再証券化	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0	0	0	0
	（うちルックスルー方式）	0	0	0	0	0	0

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

	(うちマンドート方式)	0	0	0	0	0	0
	(うち蓋然性方式 250%)	0	0	0	0	0	0
	(うち蓋然性方式 400%)	0	0	0	0	0	0
	(うちフォールバック方式)	0	0	0	0	0	0
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額	-	0	0	-	0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	0	0	-	0	0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	66,538	22,583	903	65,097	22,325	893
	CVA リスク相当額 ÷ 8 %	-	0	0	-	0	0
	中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
	合計 (信用リスク・アセットの額)	66,538	22,583	903	65,097	22,325	893
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	2,094	84		2,020		81	
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計 a	所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等 (分母) 計 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	24,676	987		24,345		974	

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 当 JA では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の算出方法 (基礎的手法)〉

$$\frac{\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody’ s、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody’ s、JCR、S&P、Fitch	

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

②信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分			3 年 度				4 年 度			
			信用リスクに関する エクスポージャーの残高			三月以上延 滞エクスポ ージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの残高			三月以上延 滞エクスポ ージャー
			うち 貸出金等	うち 債券	うち 貸出金等		うち 債券			
業 種 別	法 人	農 業	180	180	0	0	193	193	0	0
		林 業	0	0	0	0	0	0	0	0
		水 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0
		製 造 業	7	7	0	0	9	9	0	0
		鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0
		建設・不動産業	13	13	0	0	9	9	0	0
		電気・ガス・熱供 給 ・ 水 道 業	0	0	0	0	0	0	0	0
		運 輸 ・ 通 信 業	0	0	0	0	0	0	0	0
		金 融 ・ 保 険 業	60,025	469	0	0	58,827	469	0	0
		卸売・小売・飲食・ サ ー ビ ス 業	240	6	0	0	239	4	0	0
		日本国政府・地方公 共 団 体	1,507	1,507	0	0	1,328	1,328	0	0
		そ の 他	247	13	0	0	183	12	0	4
		個 人	2,219	2,219	0	0	2,173	2,172	0	4
	そ の 他	2,101	0	0	0	2,136	0	0	0	
業 種 別 残 高 計		66,538	4,413	0	0	65,097	4,196	0	8	
残 存 期 間 別	1 年 以 下		57,087	159	0		55,805	136	0	
	1 年 超 3 年 以 下		254	254	0		197	197	0	
	3 年 超 5 年 以 下		360	360	0		319	319	0	
	5 年 超 7 年 以 下		610	610	0		908	908	0	
	7 年 超 1 0 年 以 下		1,037	1,037	0		685	685	0	
	1 0 年 超		1,904	1,904	0		1,872	1,872	0	
	期限の定めのないもの		5,286	89	0		5,312	80	0	
	残 存 期 間 別 合 計		66,538	4,413	0	0	65,097	4,196	0	

- （注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 4．当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	3 年度					4 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	11		3	11	11	11		11	11
個別貸倒引当金	24	48	-	24	48	48	21	-	48	21

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	3 年度						4 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・印即・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上 記 以 外	6	7	0	6	7	7	4	0	7	4	0
個 人	17	41	0	17	41	0	41	17	0	41	17	0
業 種 別 計	24	48	0	24	48	0	48	21	0	48	21	0

(注) 1. 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分		3 年度			4 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	0	1,819	1,819	0	1,709	1,709
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	1,754	1,754	0	1,720	1,720
	リスク・ウェイト 20%	0	56,955	56,955	0	55,691	55,691
	リスク・ウェイト 35%	0	120	120	0	109	109
	リスク・ウェイト 50%	0	7	7	0	4	4
	リスク・ウェイト 75%	0	32	32	0	32	32
	リスク・ウェイト 100%	0	2,425	2,425	0	2,409	2,409
	リスク・ウェイト 150%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 250%	0	3,426	3,426	0	3,424	3,424
	その他	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト 1250%		0	0	0	0	0	0
計		0	66,538	66,538	0	65,097	65,097

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	3 年度			4 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバ ティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	9	0	0	5	0	0
中小企業等向け及び個人向け	2	9	0	1	11	0
抵当権付住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
証券化(エクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	16	11	0	9	6	0
合 計	27	20	0	15	17	0

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	3 年度		4 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非 上 場	3,089	3,089	3,090	3,090
合 計	3,089	3,089	3,090	3,090

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

3 年度			4 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

3 年度		4 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

3 年度		4 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	3 年度	4 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）
特段ありません。

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

②金利リスクに関する事項

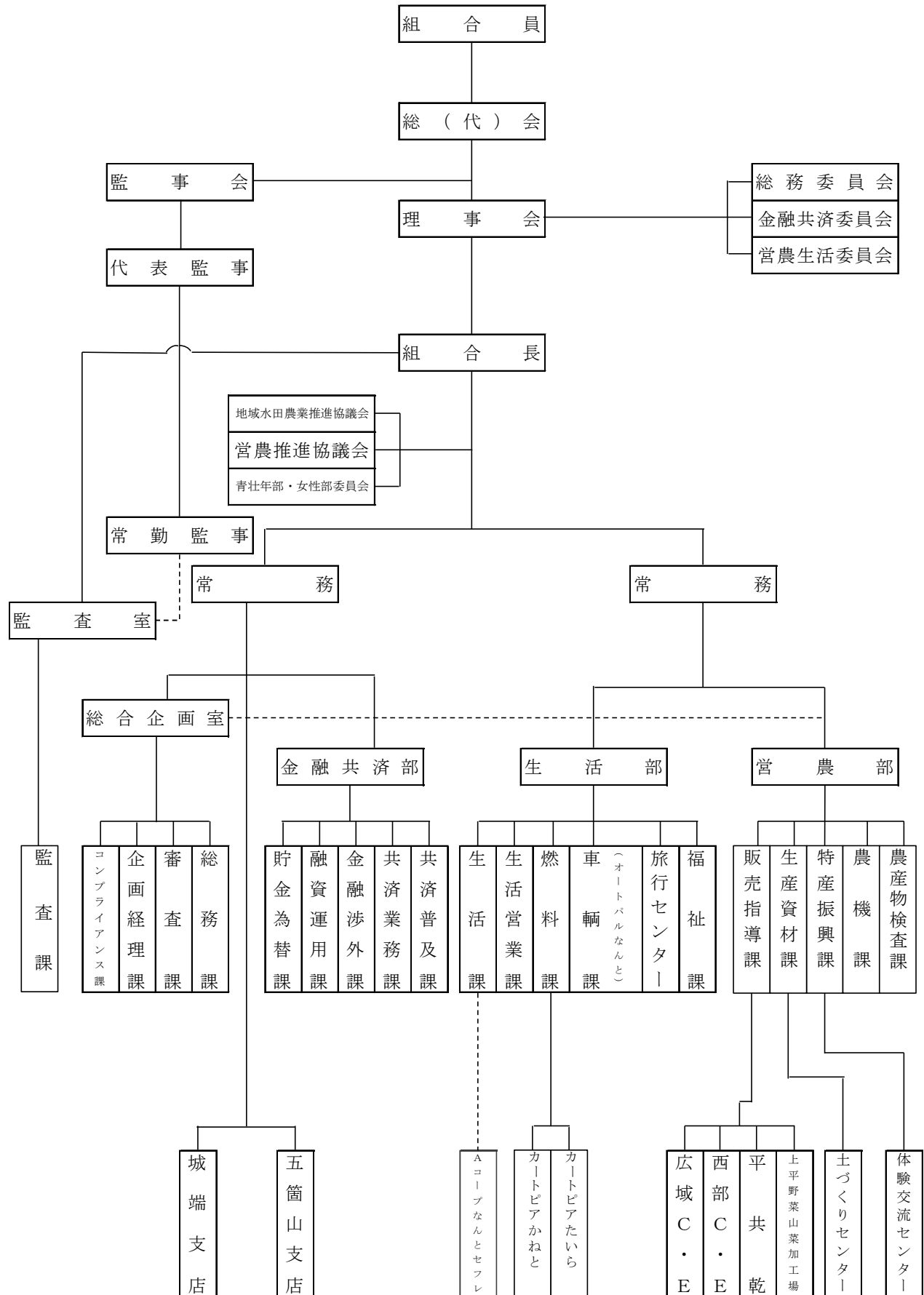
(単位:百万円)

	△E V E		△N I I	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	0	0	15	12
下方パラレルシフト	0	0	4	0
スティープ化	30	48		
フラット化	0	0		
短期金利上昇	0	0		
短期金利低下	72	2		
最大値	30	48	15	12
	当期末		前期末	
自己資本の額	3,596		3,517	

【 J A の 概 要 】

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

1. 機構図



事業所再編 生活部福祉課を廃止しました。（令和5年3月）

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

2. 役員一覧

(令和4年5月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	上 田 憲 仁	理 事	井 瀨 晴 子
常 務 理 事	北 村 英 男	理 事	中 澤 英 輔
常 務 理 事	永 井 克 一	理 事	石 山 伸 二
理 事	平 田 敏 一	理 事	岩 井 清 美
理 事	傍 田 良 明	代 表 (常 勤) 監 事	中 道 勲
理 事	竹 中 秀 夫	員 外 監 事	林 孝 志
理 事	中 島 修 一	監 事	柳 田 由 紀
理 事	山 田 文 男	監 事	杉 村 稔
理 事	松 林 富 子		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和5年5月現在) 所在地 東京都港区

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	3 年 度	4 年 度	増 減
正 組 合 員	2,210	2,171	△39
個 人	2,179	2,140	△39
法 人	31	31	-
准 組 合 員	1,819	1,777	△42
個 人	1,734	1,692	△42
法 人	85	85	-
合 計	4,029	3,948	△81

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組 織 名		構成員数	組 織 名		構成員数
組 織 協 議 会	なんと担い手組織協議会	33	作 物 生 産 組 織	なんと酒造好適米生産組合	77
	城端区育苗施設連絡協議会	21		なんと特別栽培米生産組合	24
	城端区生産組合長協議会	41		城 端 区 域 直 播 研 究 会	23
	平 生 産 組 合 長 会	25		城 端 野 菜 出 荷 組 合	36
	上 平 生 産 組 合 長 会	16		ふ る さ と 産 品 の 会	240
	城 端 中 核 農 業 士 協 議 会	30		城 端 果 樹 協 会	60
	城端区女性農業士協議会	11		井口丹波黒大豆出荷組合	5
	J A なんと青色申告会	53		五箇山合掌みょうが生産部会	15
				五 箇 山 ぼ べ ら 生 産 部 会	14
				五 箇 山 赤 か ぶ 生 産 部 会	12

当JAの組合員組織を記載しています

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

南砺市(旧城端町、旧井口村、旧平村、旧上平村の区域)の全域

8. 店舗等のご案内

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	A T M 設置台数
本店	南砺市金戸268-1	0763-62-2123	
城端支店	南砺市理休190-1	0763-62-1313	1
五箇山支店	南砺市下梨2045	0763-66-2241	1
A コーポなんとセフレ	南砺市野田52	0763-62-8811	1
城信 A T M	南砺市城端1019	0763-62-1111	1
井口 A T M	南砺市蛇喰1008	0763-62-1313	1
上平 A T M	南砺市新屋3	0763-66-2241	1

【索引】

法定開示項目掲載ページ一覧（農協法施行令 204 条関係）

開示項目	ページ
〈概況および組織に関する事項〉	
○ 業務の運営の組織	78
○ 理事および監事の氏名および役職名	79
○ 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	79
○ 事務所の名称および所在地	79
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	79
〈主要な業務の内容〉	
○ 主要な業務の内容	25～28
〈主要な業務に関する事項〉	
○ 直近の事業年度における事業の概況	3～6
○ 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	53
・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益およびその合計）	53
・ 経常利益または経常損失	53
・ 当期剰余金または当期損失金	53
・ 出資金および出資口数	53
・ 純資産額	53
・ 総資産額	53
・ 貯金等残高	53
・ 貸出金残高	53
・ 有価証券残高	53
・ 単体自己資本比率	53
・ 剰余金の配当の金額	53
・ 職員数	53
○ 直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標	53～64
◇ 主要な業務の状況を示す指標	53～54・64
・ 事業粗利益および事業粗利益率	53
・ 資金運用収支、役務取引等収支およびその他事業収支	54
・ 資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利ざや	54
・ 受取利息および支払利息の増減	54
・ 総資産経常利益率および資本経常利益率	64
・ 総資産当期純利益率および資本当期純利益率	64
◇ 貯金に関する指標	55
・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	55
・ 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	55
◇ 貸出金に関する指標	55～60・64
・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	55
・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	55
・ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	56
・ 使途別の貸出金残高	56
・ 業種別の貸出金残高及び該当貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	56
・ 主要な農業関係の貸出実績	57
・ 貯貸率の期末値及び期中平均値	64
◇ 有価証券に関する指標	59～60・64
・ 商品有価証券の種類別の平均残高	59
・ 有価証券の種類別の平均残高	59
・ 有価証券の種類別の残存期間別の残高	59
・ 貯証率の期中平均及び残高	64

開示項目	ページ
〈業務の運営に関する事項〉	
○ リスク管理の体制	12～15
○ 法令順守の体制	15～16
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	16～17・22
〈直近の2事業年度における財産の状況に関する事項〉	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失処理計算書）	38～49
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸出金	58
・延滞債権に該当する貸出金	58
・3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	58
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	58
○ 自己資本の充実の状況	65～68
○ 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	60
・金銭の信託	60
・デリバティブ取引	60
・金融等デリバティブ取引	60
・有価証券店頭デリバティブ取引	60
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59
○ 貸出金償却の額	59
○ 会計監査人設置組合にあつては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	52

